

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第10回）議事概要

- 1 日時 平成20年5月28日（水）午後1時30分
- 2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。敬称省略）
安藤清美（家），成田耕造（地家），下田孝志（地家），松田修一（地家），沼田徹（家），小磯武男（地家），小川理佳（家）
 - (2) 説明者
青森地裁刑事部の福家裁判官，刑事首席書記官，同次席書記官，地・家裁事務局長，同次長，首席家庭裁判所調査官，次席家庭裁判所調査官，家裁首席書記官
- 4 議事
 - (1) 開会
（総務課長）開催宣言
 - (2) 小磯所長あいさつ
 - (3) 新委員の紹介
（総務課長）
小磯武男，小川理佳，松田修一，小泉敏彦（再任）
 - (4) 委員長選出
（総務課長）
小磯委員が地方裁判所委員会規則6条及び家庭裁判所委員会規則6条に定める委員の互選により選任された。
 - (5) 委員長代理指名（家庭裁判所委員会規則第6条3項）
（委員長）
家庭裁判所委員会の委員長代理として小川委員を指名した。
（異議なし）
（委員長）
本日の議事に関する説明者として青森地裁刑事部の福家裁判官，地・家裁事務局長，同次長，刑事首席書記官，同次席書記官，首席家庭裁判所調査官，次席家庭裁判所調査官，家裁首席書記官の裁判所職員を出席させることを御了承いただきたい。
（委員了承）
 - (6) 協議テーマ
ア 裁判員制度について

イ 父母の紛争と子どもの福祉について

(7) 協議（意見交換内容 ◎委員長，○委員，□説明者）

◎ 本日は協議テーマについて協議していただき，その後，裁判員裁判用
法廷及び家裁の児童室を見学していただく予定である。

協議テーマ，ア「裁判員制度について」，福家裁判官が配布資料に基
づいて説明した。

◎ 裁判員制度実施に向けて，弁護士会における取組み状況を伺いたい。

□ 裁判員裁判について，研修会は，日弁連で今まで3回行い，会員に還
元している。6月ころにも予定している。研修会の参加者であるが，若
い会員が多く，中堅クラスの会員は少ない。

裁判員裁判が実施された場合，弘前支部や八戸支部の事件を本庁で行
うことになり，弘前や八戸の会員が担当する場合，年配の会員の中には，
本庁まで行って連日開廷に出頭するのは難しいという意見もある。

◎ 裁判員制度について，現在のところ，参加意欲は全国平均では60%，
青森県内での平均が51パーセントという数字について，どう評価する
か。

○ 青森，秋田では経済活動が疲弊して，裁判員制度どころではないとい
うのが現状である。その差が数字に出ているような気がする。とは言っ
ても，裁判員制度はスタートするので，模擬裁判が参考になるのではな
いか。自分も模擬裁判に参加した。その中で今まで知らなかったことが
理解できるようになり，自分たちでも裁判員ができるということが分か
ったので，模擬裁判をもっとピーアールすればよい。

□ 年齢別では，若い人ほど参加意欲は高いデータが出ている。

○ 高齢になればなるほど避けたいという意向が強く，そこをどうするか
が大変である。

□ 青森においては，20歳代の28.6パーセントが参加してもよい，
70歳代以上だと義務であっても参加したくないというのが64.3パ
ーセントである。70歳以上は，辞退することができるが，年齢が高い
人ほど参加意欲が低い。

○ 一般の人は，70歳以上は辞退できるということを知らない。細かい
ところが分からないままに不安だけが募ることになるので，裁判員制度
110番などを設けて，疑問があったらお尋ねくださいというようなや
り方がいいのではないか。

□ 裁判員裁判の対象事件について，その7割の事件が3期日で終了する
ということを18パーセントしか知らないというデータがあり，理解し
てもらふ必要がある。

- 裁判員になった場合の身の安全が不安であるとか、審理に加わって仕返しをされるのではないかと心配する人もいる。だから、関わりたくないという気持ちにつながるのではないか。
- 裁判員に対する不安や疑問のひとつひとつについて答えていくことが重要である。農協婦人部を対象にした模擬裁判の際に、最初に、全員から裁判員制度についての意見を聞いた上で、そのひとつひとつについて答えていった。不安のすべてを出してもらった上で、理解してもらうようにしている。
- ◎ 疑問については、遠慮なく照会されたい。
- 裁判員に選任された方の名前、住所は知られないようになっており、また、危害を加えられたら犯罪になる。
裁判員に選任されるにしても3段階の手続きがあり、その中で不安がないよう十分理解してもらうようにしている。
- ◎ 女性の参加意欲が低いことについて、どのように思うか。
- 大学で裁判員の説明にDVDを見せたが、裁判員に興味を示す学生はいいが、興味がない学生はどうしたらよいか課題である。
ビデオ自体、裁判所寄りに作られている、つまり、さわやかにいいところだけを取っているが、現実の対応はもっと難しいのではないか。どう理解してもらうか、地道に広報していくしかない。個人的には女性の方が裁判員制度に対する意識を持っているように思える。
- 模擬裁判、模擬評議を体験した人が、帰宅した後、口コミで家族にその模様を伝えてもらい、それほど不安になるようなことではないと話してもらいたい。裁判員制度は1年2年でできるような制度ではなく、10年20年という形で根付くようにと考えている。
- ◎ 裁判所は地道に取り組んでいくが、今後の広報についての具体的意見はないか。
- アンケートを見ると、決してさわやかな広報だけをすべきではなく、具体的な辞退事由が分かるようにするとか、逆に参加したくないとがなげば理由は何かというところを認識すべきではないか。
- 辞退事由については、法律に記載されているし、政令でも別途、詳細に記載されている。
- 最終的に辞退が認められるかどうかは、裁判官が決めるので、透明性から言うと、不透明と言わざるをえない部分だと思う。それが参加したくない事由の多くを占めるのではないか。結局は、参加せざるをえないということ、具体的な辞退事由を伝えていく努力をし、さきほどの裁判員どころではないということは、生活者にとっては決して軽いことで

はないので、どういう場合に辞退ができるのか、もっと透明性を高める必要がある。また、透明性を高めるという点からすれば、この委員会もマスコミに公開すべきではないか。

- 辞退事由は法律で決まっていて、介護とか養育を行わなければ日常生活を営む上で支障があるという同居の親族の場合には、辞退が認められることが明示的に記載されており、選任手続きにおいても、条文に記載しているとおり、柔軟に対応している。

ただし、どういう場合に辞退が認められるかということについては、広報活動に力を入れていかなければならないと考えている。

- ◎ 職種によって繁忙時期も違うので、きめ細かな対応をしていかなければいけないし、辞退事由の透明性を高めるためにはそれだけの資料が必要である。類型化されると、職種毎に、辞退が認められる時期を言えると思う。

委員会の公開については、マスコミ等を気にしないで自由に発言できるからということもあって公開しないでやってきたが、公開するのが相当かどうかの点は、今後も検討していきたい。

- 裁判員について、大企業は特別の有給休暇があるところもあるが、一次産業はあるのか不安である。
- 一次産業者に対しての辞退事由は特に定められていないが、りんごの収穫時期などは認められるのではないか。なお、日当は出る。
- 広報活動であるが、郊外のショッピングセンターで税金ウルトラクイズを開催している例もある。子供相手だが、父母も来ており、取っつきやすいので、うまく引っ張っていけば高い広報効果が期待できると思う。

次に、協議テーマ、イ「父母の紛争と子どもの福祉について」を小川委員及び次席家庭裁判所調査官が配布資料に基づいて説明し、DVD（子どものある夫婦が離れて暮らすときに考えなければならないこと）を視聴した。

- 父母の紛争のときには、夫婦の争いだけに終始して、子どもの親権が取引の材料になってしまい、自分だけの感情で紛争が硬直してしまうことがよくある。そういうときに、子どもの視点に立って考えてみようというのがこのDVDである。
- ◎ 今回は、協議テーマの周知が遅かったので、次回は早めにお知らせしたい。次回の協議テーマについて、あるいは委員会の持ち方について意見はあるか。
- 裁判員制度については言いたいことは山ほどあり、広報についてやる

ということがあれば、それなりに具体的に分かっていたら準備できる、何を話し合うのか具体的に示していただいた方がいい。

- もっと時間をかけて協議したらどうか。協議テーマも多すぎるのではないか。
- ◎ 地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会の両委員会を同時に開催しており、委員も地家裁併任委員ばかりではないので、そこをどうするかという問題もある。

裁判所全般について、更に御希望及び御意見があったら伺いたい。

- 家裁の調停委員の言葉遣いについて、不満、苦情的なことを聞くことがある。調停委員は人の話を聞くことについて習熟していない人もいる。
- ◎ 調停委員に対しては研究会があり、その場でご指摘のようなことがないよう話しているが、今後も指導していきたい。

次に裁判員裁判用法廷等を見学していただくが、見学終了後は適宜、解散にしたい。

(8) 次回開催期日

- ◎ 11月5日(水)としたい。
(委員了承)

(9) 閉会宣言